

香川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償
等に関する条例

平成19年1月15日

条例第12号

改正 平成21年3月1日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条の規定に基づく報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員等」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。

- (1) 香川県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）の議員
- (2) 選挙管理委員会の委員及び監査委員（以下「委員会の委員等」という。）
- (3) 審査会、審議会、調査会等法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）
- (4) 前3号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）
- (5) 香川県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長（以下「広域連合長等」という。）

2 別表第1に掲げる者には、実費弁償を支給する。

(報酬の額等)

第3条 特別職の職員等に支給する報酬の額は、別表第2に定めるところによる。

2 年額の報酬を受ける特別職の職員等の報酬は、毎会計年度につき支給するものとし、会計年度の途中において当該職員等となり又は当該職員等でなく

なった場合の報酬額は、月割によって支給する。

(報酬の口座振替)

第3条の2 報酬は、特別職の職員等から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償等の支給及びその種類)

第4条 特別職の職員等が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2に定める額とする。

3 第2条第2項に規定する者に支給する実費弁償の額は、香川県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第14号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づく一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。

第5条 特別職の職員等が議会又は議会の閉会中に開かれる委員会に出席したときは、第2条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、費用弁償として、当該会期又は委員会の期間につき出席した日数に応じ、次に掲げる旅費を支給する。

(1) 招集地から片道40キロメートル未満に住所を有する者にあつては、
6、000円

(2) 招集地から片道40キロメートル以上に住所を有する者にあつては、
6、500円

(外国旅行の費用弁償等)

第6条 特別職の職員等が職務のため外国旅行をするときは、費用弁償を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類によるものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、一般職の職員の外国旅行の旅費との権衡を考慮して出張命令権者が広域連合長の承認を得て定める額とする。

(費用弁償等の支給方法)

第7条 費用弁償及び実費弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定による公聴会に参加した者
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

別表第2（第3条関係）

区分		報酬額 (年額)	費用弁償				鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
			日当 (1日に つき)	宿泊料 (1泊につき)		食卓料 (1夜に つき)	
				甲地方	乙地方		
広域連合長		50,000 円	3,300円	14,800 円	13,300 円	3,300円	旅費条例の 規定の例に より算出し て得た額
副広域連合長		30,000 円	3,000円	14,800 円	13,300 円	3,000円	
議会	議長	30,000 円	3,300円	14,800 円	13,300 円	3,300円	旅費条例の 規定の例に より算出し て得た額
	副議長	20,000 円	3,000円	14,800 円	13,300 円	3,000円	
	議員	20,000 円					

監査 委員	広域連合議 会議員のう ちから選任 された委員	20、000 円	3、000円	14、800 円	13、300 円	3、000円	旅費条例の 規定の例に より算出し て得た額
	その他の 委員						
区分		報酬額 (日額)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1泊につき)		食卓料 (1夜に つき)	鉄道賃、船 賃、航空賃 及び車賃
				甲地方	乙地方		
選挙 管理 委員 会	委員長 委員	5、000円	3、000円	14、800 円	13、300 円	3、000円	旅費条例の 規定の例に より算出し て得た額
	附属機関の委員等						
非常勤の職員		任命権者が、広域連合長と協議して定める額					

備考 「甲地方」とは市及び東京都の特別区の地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。